

高知県新型コロナウイルスワクチン個別接種等促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県新型コロナウイルスワクチン個別接種等促進事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)実施要綱」(「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)の実施について」(令和4年9月22日医政発0922第38号、健発0922第14号、薬生発0922第1号)別紙)に基づき、病院又は診療所(以下「補助事業者」という。)が、新型コロナウイルス感染症対策のためのワクチン接種(以下「ワクチン接種」という。)を希望する者に対して、ワクチン接種の体制強化等により一定回数以上の接種を行う事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業等)

第3条 前条に定める補助対象事業(以下「補助事業」という。)の補助事業者、補助対象要件及び基準単価は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助の条件)

第4条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (3) 補助金の申請をした補助事業者は、職員の勤務実績を証するものとして、県から求めがあった場合に速やかに勤務表等を提出することができるよう、適切に保管しなければならないこと。
- (4) 県税(個人県民税及び地方消費税を除く。)の滞納がないこと。

(補助金の交付の申請等)

第5条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記第1-1号様式及び第1-2号様式によるものとし、その他必要な書類を知事が定める日までに提出するものとする。

(交付の決定)

第6条 知事は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、申請内容が適当であると認めるときは補助金の交付を決定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

2 前項の交付決定をもって、補助金の額を確定したものとみなし、補助金を交付する。規則第 11 条の規定による実績報告は、規則第 3 条の規定による交付の申請をもって報告されたものとみなす。

(補助金の交付の決定の取消し及び返還等)

第 7 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれか又は別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

(1) 補助事業が別表第 1 に定める交付対象要件を満たさないとき。

(2) 補助事業者がこの要綱の規定に違反したとき。

(検査等)

第 8 条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な検査を行うことができる。

(情報の開示)

第 9 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 3 年 8 月 2 日から施行する。ただし、補助事業者が令和 3 年 5 月 9 日以降に接種したものを対象とする。

2 この要綱は、令和 5 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 4 条第 2 号及び第 3 号並びに第 7 条から第 9 条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 12 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 10 月 14 日から施行する。